

障害者自立支援法・案と重症児処遇の経済的側面について

障害者自立支援法・案（以下「新法」と記す）が公表された。経済的負担の側面から概略的にいえば、今の支援費制度ではいくら支援サ・ビスを利用しても負担金が0円なのが、新法では1割負担になるということである。つまり、支援サ・ビスを利用すればする程、負担金総額が増える仕組みに。

重症児関係の間でも負担額増が話題となり、色々聞いてくる方もいる。

そこで、負担額の問題を検証・検討し、新法上の問題点を提起するにも、新法上ではどうなっているのか、現状の医療費負担はどうなっているのかをまず知ることではないかと思ひ、重症児処遇に関係する経済的裏付けとなると思われる資料をかき集めてみた。

【添付資料】

現状の重症児処遇関係の経済的裏付け表（4～6P参照）

（「みやぎ障害福祉メモ」から。

http://shoufukumemo.com/ryouiku/juushouji_to_keizai.htm)

新法上の負担額上限仕組み表（7P参照）

（「厚生労働省社会保障審議会障害者部会24回会議資料」

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/01/s0125-5a.html>)

新法上の医療費負担額上限仕組み表（8P参照）

（「厚生労働省社会保障審議会障害者部会24回会議資料」

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/01/s0125-5a.html>)

各制度上の負担額比較表（9P）

（「厚生労働省社会保障審議会障害者部会24回会議資料」

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/01/s0125-5a.html>)

新法では軽減処置があり、各所得区分による負担の上限を設定。

生活保護世帯	負担無し	非課税世帯
低所得1	15,000円 / 月	年収80万円未満
低所得2	24,600円 / 月	年収80～300万円未満
一般	40,200円 / 月	年収300万円以上

現状の措置費内訳(金額は平成15年度のもの)

現行の区分		現行の金額	現負担額
措置費	看護代替要員費	160円	34,100円
	スプリンクラー管理費	310円	
	療育訓練費	420円	
	指導費	233,070円	
	日用品費	18,650円	
	水道光熱費	10,000円	
	入院時食事費(自己負担分)	23,712円	
	高額療養費(自己負担分)	72,300円	
医療保険	入院時食費	34,656円	
	医療保健補填分	10,944円	
	自己負担分	23,712円	
	入院医療費	414,100円	
	医療保健補填分	341,800円	
	自己負担分	72,300円	
施設外医療費		実 費	

新法上の負担試算

(平成15年度を元に宮城県重症児を守る会が負担額を試算)

新法負担額	算 式	試 算
福祉サービス費	233,070円*1割	23,307円
日用品費	18,650円	18,650円
水道光熱費	10,000円	0円
入院時食事療養費	780円*30日	23,400円
医療費	414,100円*1割	41,400円
合 計		106,757円
施設外医療費	医療費*1割(予定)	1割負担

新法上では、負担能力乏しい者に補足給付（新法の「特定給付費」、「特別特定給付費」等のこと??）

（「佐賀県重症児守る会：山崎顧問のP」から。

<http://www.geocities.co.jp/SweetHome-Ivory/6630/yamasaki-room.HTM>)

・「負担能力の乏しい者」については、標準的な収支モデルを設定し、食費及び施設利用料以外に使用できる額の合計が「15,000円」となるように「補足給付」を支給。

新法上の負担金の問題もこうして見ると、各法との絡み、各制度との絡みがどうなるのか、さっぱり私には具体的に見えてこない。それだけに、今の段階では負担金の問題に私はコメントを持つには、知識も情報も不足。

ぜひ皆さんから色々と情報をいただきたい。

（2005年3月14日 記）

注：付帯資料は、次Pから。

重症児施設入所の重症児(者)の経済的裏づけ (付)在宅の重症児への手当て・助成

<参考>「両親の集い」2003年5・6月号 その他
 理解が不十分で誤解を招く表現・記載もあるかと思いますが、記載上の誤り等ご指摘ください
 2004.3. E-mail to: info@shoufukumemo.com

「重症心身障害児施設」あるいは国立療養所付設の「重症心身障害児病棟」に入所の場合の費用(一人月額)
 重症児施設入所は居住地を管轄する児童相談所長が決め(措置入所)、その施設利用に必要な費用(「措置費」)は自治体と国が負担する

			地方自治体補助金(民間施設のみ)(自治体により異なる)			負担方法
児童福祉法	措置費	看護代替要員費(民間施設のみ)160円	民間 348,622円	国立 348,462円	約80万円	家庭負担金*
		スプリンクラー管理費 310円				地方自治体負担 50%
		教育費・期末一時扶助費等				
		療育訓練費 420円				国の負担 50%
		日用品費 18,650円				
		重症児指導費 233,070円				
		入院時食事費(自己負担分)(実額) 23,712円				
高額療養費 72,300円						
健康保険法	総医療費	健保請求	448,756円 (96,012円)	448,756円 (96,012円)		健保負担
		入院時食事療養費(日額1,920円)34,656円(自己負担分) 23,712円				
		入院医療費414,100円以上(自己負担分) 72,300円				
* 家庭負担金(徴収金) ([すこやか村・福祉ガイド] より) 本人の年齢・所得や扶養義務者の所得(市町村税、所得税額)により負担額が異なる						
医療費の入院時食事療養費と入院医療費の自己負担分は措置費にそれぞれ入院時食事費(自己負担分)と高額療養費と同額になっています。つまり、保険請求で本来一部自己負担とされている分も措置費として計上されているということになります。						
① 重症心身障害児施設あるいは国立療養所重症心身障害児病棟に措置入所中の「重症児」が外出・外泊中を含めて、他院を受診した場合の医療費は、「医療証」(#)を持参。原則無料。窓口支払いは不要。# = “「受診券」(施設入所者等用)” “児童福祉法による公費負担であることを証明する書類を「受診券」といいます。” 児童福祉司日記・ウェブブログ より						
教育費・期末一時扶助費等						
金額は2003年4月現在						

年金・諸手当

年金・手当	概要	支給額 月 額	所得制限	受給者	入所者への 支給の有無
障害基礎年金	国民年金加入者と、20歳前に障害になった人	1級 83,775円 2級 67,017円	本人の所得により制限あり	本人	施設入所者にも支給される
支給額は2003年4月現在					

在宅の重度心身障害児・者あるいは重度・重複障害児・者

- 20歳未満 特別児童扶養手当 + 障害児福祉手当
- 20歳以上 障害基礎年金 + 特別障害者手当

年金・手当	概要	支給額 月 額	所得制限	受給者	入所者への 支給の有無
20歳未満の障害児					
特別児童扶養手当	20歳未満の中度・重度の在宅心身障害児を養育している父または母(あるいは養育者)に支給	1級 51,100円 2級 34,030円	所得制限あり	保護者(養育者)	福祉施設に入所している場合は除かれる
障害児福祉手当	20歳未満;一定の基準に該当する重度障害のため常時介護を必要とする方に支給; 特別児童扶養手当と併給;	14,480円 (14,430円)	所得制限あり	本人	障害年金受給者、施設入所者を除かれる
利用できる施設等は以下に限らない 施設 <ul style="list-style-type: none"> ● 心身障害児施設 ● 養護学校等特殊教育諸学校 ● 措置制度 重症児通園施設(A型・B型) ● 支援費制度(ホームヘルプ・デイケア・ショートステイ) 					
20歳以上の障害者					
障害基礎年金	国民年金加入者と、20歳前に障害になった人	1級 83,775円 2級 67,017円	本人の所得により制限あり	本人	施設入所者にも支給される
特別障害者手当	20歳以上;著しく重度の障害のため常時特別の介護が必要な方に支給	26,620円 (26,520円)	所得制限あり	本人	施設入所者、3カ月以上の入院者は除かれる
支給額は2003年4月現在 (2004年4月現在)					
利用できる施設等は以下に限らない 施設 <ul style="list-style-type: none"> ● 措置制度 重症児通園施設(A型・B型) ● 支援費制度(ホームヘルプ・デイケア・ショートステイ) 					
(重度心身障害児(者)医療費の助成)重度の障害がある方が受けられる医療費の助成					
	保険診療の自己負担相当分について助成;				

心身障害児者医療費助成	平成14年10月診療分より入院時食事療養費の自己負担相当分は助成対象になりません(1) 身体障害者手帳1～3級または療育手帳Aをお持ちの方 (2) 特別児童扶養手当の支給対象児童 (3) 療育手帳Bを持ち、かつ障害基礎年金などを受けている方 (4) 職親に援護を委託されている方 但し、身体障害者手帳3級(内部障害者3級を除く)をお持ちの方、及び(3)(4)に該当する方については65歳未満の年齢制限あり 各市町村で支給対象者が若干異なります	所得制限あり (自治体により異なる)	→本人	(償還払い: 自己負担分が後日助成されます) 払い戻されます
-------------	--	-----------------------	-----	---

< 措置費 >

(付)日用品費 … 生活保護法における入院患者日用品費相当額に対応?

< 教育費・期末一時扶助費等の内訳 >

[上に戻る](#)

	小学校	中学校	高等学校
教育費(月額)	2,110円	4,180円	
学校給食費	その学校において徴収される実費		
見学旅行費	20,600円	55,900円	108,200円
入学支度金	39,500円	46,100円	
夏季特別行事費(1件あたり)	3,000円		
期末一時扶助費(年額)	5,130円		
葬祭費(1件あたり)	149,700円		

- 高等学校の空欄部分 高等学校は義務教育でないので算定されていない
- 葬祭費とは、身寄りのない入所児・者の火葬・葬儀を病院が行う場合の費用

[前へ戻る](#) [ページの先頭へ戻る](#)

Copyright (C) 2004

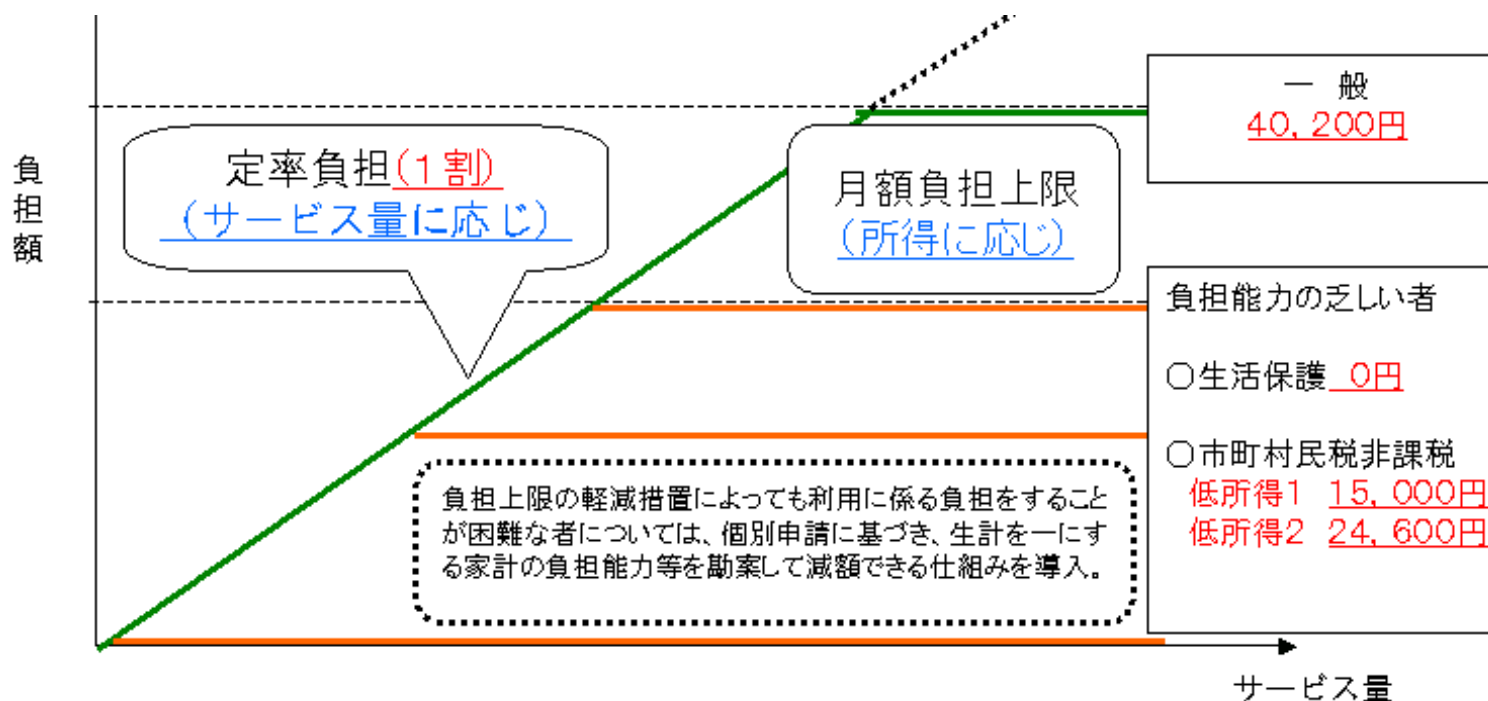
障害福祉サービスの利用者負担の見直し

ーサービス量と所得に着目ー

所得にのみ着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組みに見直す。

- 契約によりサービスを利用する者と利用しない者との公平を確保する。(障害者間の公平)
- 制度運営の効率性と安定性を確保する。(障害者自らも制度を支える仕組み)

これと併せて、国、都道府県の財政責任の強化を図る



負担上限の該当の有無は、各サービスに係る負担額の合計で計算する。

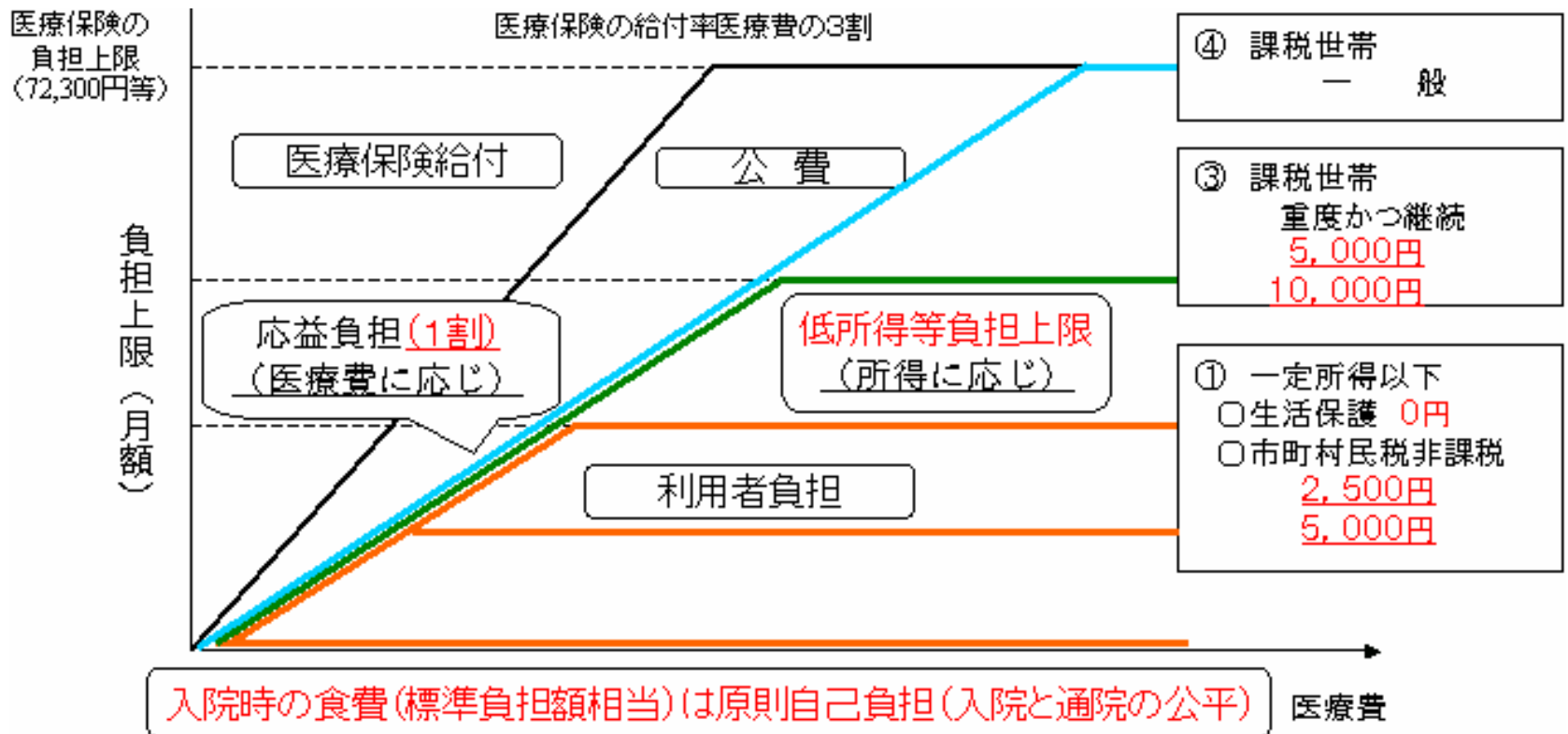
精神関係の施設は、平成18年10月以降に、新施設・事業体系に移行したのから対象となる。移行までは、現行と同じ仕組み。

医療費と所得に着目した自己負担

医療費のみに着目した応益負担(精神)と所得にのみ着目した応能負担(更生・育成)を、次の観点から、「医療費と所得の双方に着目した負担」の仕組みに統合する

* 制度間の負担の不均衡を解消する(障害者間の公平 = 医療費の多寡・所得の多寡に応じた負担)

* 必要な医療を確保しつつ、制度運営の効率性と安定性を確保する(障害者自らも制度を支える仕組み)

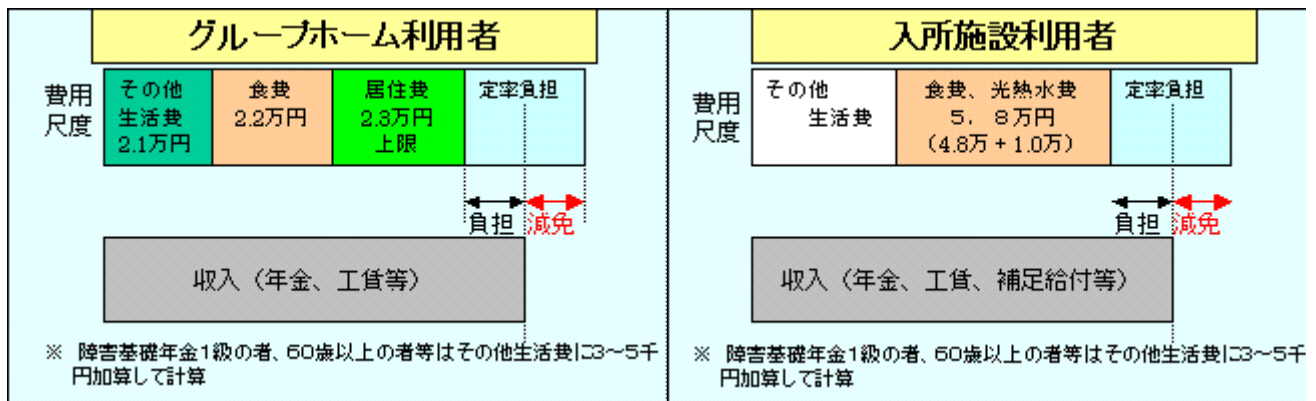


サービスに係る月額負担上限の他制度比較

	新制度(案)	老人保健制度	介護保険制度	健康保険制度
生活保護	負担上限 0円	負担上限 1.5万円	負担上限 1.5万円	負担上限 3.54万円 多数該当 2.46万円
市町村民税 世帯非課税	負担上限 1.5万円 負担上限 2.46万円	負担上限 1.5万円 負担上限 2.46万円	負担上限 2.46万円	負担上限 3.54万円 多数該当 2.46万円
その他	負担上限 4.02万円	負担上限 4.02万円	負担上限 3.72万円	負担上限 7.23万円 多数該当 4.02万円
負担率	1割	1割 (高所得2割)	1割	3割 (3歳未満2割)

定率負担に係るグループホーム、 入所施設(20歳以上)の個別減免(低所得1,2)

- 3年間の経過措置(期間終了までに実態調査を行い必要性を再検討)
制度施行後3年間、食事提供や人的サービスが事業者により提供されるグループホーム、入所施設(20歳以上)利用者に対して、定率負担に係る個別の減免制度を実施する。
 - 費用基準と収入を比較(預貯金等を有している者は対象外)
グループホーム、入所施設それぞれで設定する基本的な費用尺度と本人の収入を比較し、定率負担の個別減免の範囲を定め実施。なお、一定の預貯金等を有している者は対象外。
- <費用基準>
 グループホーム: 現在、障害基礎年金2級のみで生活している者がいるという前提で設定(6.6万円の費用構成は、家計調査等を踏まえ、施行時までには検討)
 入所施設(20歳以上): 補足給付の費用基準と同じもの。
- <収入認定>
 費用基準で一定の加算を受ける者以外については、賃金、工賃等に3千円の基礎控除を設ける。それ以外の収入の計算方式については、施行時までには別途検討。



定率負担の個別減免(グループホーム/入所施設)に係る収入認定

- 1 工賃等